

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月1日(木) 午後1時00分から午後1時50分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター 4階ホール

3. 出席委員 44(名)

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
10番	末光 亨		
12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
16番	富永 文夫	18番	藤岡 功
		20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
		20番	山本 豊紀
21番	吉見 一弥	22番	和田 恵子
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 3(名)

農業委員

11番	清家 儀三郎	19番	松本 武雄
-----	--------	-----	-------

最適化推進委員

19番	森 松実
-----	------

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

2番	赤松 利彦	3番	今西 功尚
----	-------	----	-------

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 報告第2号 農地法第6条の2第1項の規定による報告について
 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
 通知について
 報告第4号 諸証明について
 報告第5号 農地法第4・5条許可について
 報告第6号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に
 対する回答について
 (令和4年7月16日～令和4年8月15日までの事務局処理事案)

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
 農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主事	入川 大希	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席人数は農業委員22名、農地利用最適化推進委員22名であります。定足数に達しておりますので、令和4年9月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

大変お疲れ様でございます。沖縄の方にはですね、台風11号、非常に大きな勢いの台風が来ておまして、大東島の方では被害が出ておるような状況のようでございます。暫く停滞して、九州の西側を北上して来る。日本海側に入って来るというふうな予想が出ております。非常に風が強い、雨が強いというふうなことをお聞きしておりますので、

こちらの方にも被害が出るんじゃないかなということを心配しております。極早生もそろそろ採取ということになっておるようでございます。今のところですね、みかんの方も順調、米の方も順調に育っておるようではございますが、米の方につきましても稲刈りの時期になっておる所もあるかと思いますので、倒伏の心配もございまして、そうするとまた何年か前のように芽が出て根が出て、稲刈りにならないというふうなことも心配しておるところでございます。被害がないように祈るばかりでございます。これも温暖化の影響ですね、どうなっていくか分かりません。これで終わり、ということではございません。12号は11号の下にあって台風にならない、ということなのですが。その分規模が大きくなってですね、暴風域も広いということでございますので、みなさんこれから十分に台風の備えをしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、8月の2日・3日に研修に行かせていただきました。職員入れて8名でございましたが、コロナの関係ということもございまして、少人数で行かせていただいたんですが。熊本の合志市、大変非常に丁寧にご説明をいただきまして、大変有意義な研修になりました。ご参加いただいた方、大変ありがとうございました。お疲れ様でございました。写真の方もお撮りしております。あまり良い写真もないのですが、1つの記念にと思っておりますのでご笑納いただいたらと思っております。研修報告につきましては、また後で局長の方からいたしますのでよろしくお願いいたします。

それと、7月27日に市長の方に要望書を出しておりました。その回答書もですね、先般いただいておりますのでお手元の方にお配りしております。これも、後ほど説明をいたしたいと思えます。詳しい点につきましては、また担当課の方に各自聞いていただいてですね、より良いものにしていただいたらという風に思っております。また、要望があれば来年度も同じようなことをしたいという風に思っております。また、農林課長さんも迷惑をかけるかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思っております。

本日も重要な案件が揃っております。また、多少案件は少ない訳ですがけれども、十分なご審議をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼します。本日は、清家委員・松本委員・森委員が所用のため欠席です。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に赤松利彦委員、今西委員を指名いたします。

まず報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《三好委員》

46番について説明させていただきます。〇〇〇〇さんと△△△△さんは祖母とお孫さんの関係ということです。特に問題はないと思います。

《山本一也委員》

47番について説明します。〇〇〇〇さんは70歳、農業兼自営業で経営拡大のためブルーベリーを栽培するそうです。△△△△さん38歳、介護福祉士で耕作不便のために所有権移転の運びになりました。問題ありません。

《畠山委員》

48番、49番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地と△△△△さんの土地を□□□□さんが借り受けて耕作するということです。◇◇◇◇さんは女性で耕作が無理ということで、また〇〇〇〇さんは地区外で耕作が大変ということで、近くの田を耕作されておる△△△△さんに耕作をお願いしたいということで、話がまとまりました。□□□□さんは88歳と高齢ではございますが、大変元気で熱心に仕事をしておられます。何ら問題はないと思われまます。

《河野委員》

50番について説明いたします。〇〇〇〇君と△△△△さんは親子関係ということです。経営拡大のため所有権移転ですので、何も問題ないと考えています。

5 1 番について説明いたします。〇〇〇〇君、△△△△さんもやはり親子関係ということですので。補助事業を申請するための使用貸借権設定ですので、問題ないと考えております。

5 2 番について説明いたします。〇〇〇〇君と△△△△さん、こちらは孫と祖父という関係にあたります。徐々に孫の□□□□君に経営を渡していくための使用貸借権の設定ですので、何ら問題ないと考えております。

《小清水委員》

5 3 番についてご説明いたします。三間町の水田でございますが、所有者は広島市の〇〇〇〇さんでございます。今回、親戚であります吉田町の△△△△さんに無償譲渡ということでございます。□□□□さんと◇◇◇◇さん、親戚関係でございますが何ら問題はないかと思っております。

《赤松利彦委員》

5 4 番について説明をいたします。〇〇〇〇さんが△△△△さんから所有権移転します。何ら問題ないと思えます。

《山本豊紀委員》

5 5 番についてご説明いたします。〇〇〇〇さん、こちらは親子でございますが改植事業を行うための補助申請のための使用権の設定ということで、全く問題ないと思えます。

《山口委員》

5 6 番について説明します。〇〇〇〇さんは病弱で農地の耕作ができないということで△△△△さんに声掛けをしたところ、□□□□も高齢ではあるけれど子供さんと同居しておりまして子供さんが手伝っておりますので、問題はないと思えます。

《廣見委員》

5 7 番について説明いたします。〇〇〇〇さんは耕作がちょっと困難になりまして、耕作者か買ったださる方を探していましたが、△△△△さんと話がまとまり所有権移転となりました。□□□□さんは真面目に農業に取り組んでおられ、何ら問題ないと思えます。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

《井上委員》

以前ですね、私農業委員会で質問したことがございまして。譲受人、耕作する人ですね。その人の年齢についてはどのような取り決めがあるか、と聞いたら、特に取り

決めはなくて、75歳以上の場合には健康状態並びに後継者、協同耕作できる人の状態を確認した上で、許可を出すというようなことを聞いたんですが。先程、今回のこの3号の議案につきましては、48番・49番の〇〇〇〇さん、それから56番の△△△△さんが該当すると思いますが。56番の□□□□さんについては、息子さんがおられるということでしたが、◇◇◇◇さんについては息子さんなり協同耕作者の方はおられるんでしょうか？そのへんをちょっと教えてください。

《島山委員》

同居されている息子さんはおられますが、農業には全然着手されておりません。が、近くに親戚の方がおられまして、その方がやっておりますので、もし何かあってもそちらに依頼されると思いますので、何ら問題ないかと思います。

《井上委員》

分かりました、ありがとうございました。

《 会 長 》

他にございませんか。その他ご意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《西村委員》

130番でございます。貸借の更新でありまして、借り手の〇〇〇〇さんにつきましては、奥さんと息子さんの3人でみかん並びに野菜を作っております。こちらの借

地につきましては、年間を通して野菜を作っており、別に問題はないと思います。

《土居和宏委員》

131番、132番について説明いたします。両方とも更新でございます。利用権設定を受ける方、〇〇〇〇さんは丁寧な耕作をされておられます。何ら問題はないと思います。

《瀧水委員》

133番、134番、135番についてご説明いたします。いずれも更新でございます。134番の〇〇〇〇さんについては、若干76歳と高齢ではございますが、熱心に大型機械を導入してやっておられますのでいずれも問題はございません。

《黒田委員》

136番。これは利用権を設定する人より1歳若いだけではございますが、何ら問題ないと考えております。

なお、更新案件でございます。

《今西委員》

137番について説明いたします。この土地につきましては、〇〇〇〇さんのお父さんが耕作されておりましたが、今回亡くなられたことにより後継者である△△△△さんが耕作をするということでございます。□□□□さんは63歳と少し高齢ではありますが、元気で熱心に農業に取り組んでおられます。従いまして、利用権設定されることに何ら問題ないと考えております。以上です。

《細川委員》

138番と139番。2件とも更新でございます。先日電話連絡がありましてまた耕作しますのでお願いしますと。更新することに何ら問題はございません。

《中村委員》

140番、141番についてご説明をいたします。2件とも更新ということで、問題はないと思います。

《小清水委員》

142番についてご説明いたします。新規の案件ではございますが、やられます〇〇〇、三間町の方で委託を広くやっております。その関係で、△△△△さんが耕作できなくなったということで、□□□□が作業をすることになりました。何ら問題ないかと思っております。

《谷本委員》

143番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは以前より△△△△さんの土地

を耕作しております、その相続人が今度□□□□さん、娘さんですが新規に貸借権設定となりました。真面目に農業をされている方なので、何ら問題ないと思われま

《中尾委員》

13番についてご説明いたします。長年、この田んぼは〇〇〇〇さんが所有者に依頼され、耕作されてきました。これから先も、所有者は農業困難ということで、この度売買が成立しました。△△△△さんは地域のリーダーであり、認定農業者でもあります。とても熱心に農業されていますので、何の問題もないと思われま

《末光委員》

14番について説明させていただきます。〇〇〇〇さんの水田を△△△△さんが購入して作るということです。□□□□さんにおかれましては、若い方ですが幅広く手広くやっていますので、何ら問題ありません。

《宮口委員》

15番について説明します。〇〇〇〇さんはお父さんがしていたんですが、3年ぐらい前にお亡くなりになったので、その後引き継いでやられる△△△△君が耕作をするという話をしていましたら、双方売買をしたいということで以前より話がありました。価格に問題ないということで相談を受けたのですが、話がまとまりました。

《山本豊紀委員》

16番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんの園地296㎡、これはお祖父さんが果樹の栽培をされていたのですが、亡くなられまして農業ができなくなりました。隣接地をやっておられます△△△△さんにこの度買っていただくと、話がまとまりました。□□□□さんは非常に熱心にみかん作りをやられておりますので、何ら問題はないと考えま

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与制限）に基づき、山口委員の退席を求めます。お諮りいたします。

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

山口委員の入室を認めます。

以上で令和4年9月定例総会の議案を終了いたします。